

県立学校における臨時休業の見直しと今後の対応について

I 基本的な考え方

県内において新型コロナウイルス感染症の新たな感染者が連続して確認されている現状、及び令和2年4月11日（土）に開催された「第1回山形県新型コロナ総合戦略会議」において決定された「山形県における新型コロナウイルス対策の新たな考え方」などを踏まえ、教育委員会として県立学校の今後の対応について総合的に検討した結果、4月5日に指示した緊急点検を終了した学校から入学式（始業式）を行うものとし、終了した学校から順次、5月10日（日）まで、臨時休業とする。

なお、生徒の学習を保障するため、各学校において、春休みから続く臨時休業中の学習状況の確認や次の学習の指示などの学習指導を定期的実施するものとする。

この場合、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、感染リスクが高まる3つの条件を避けるための対策を講じたうえで、効率的・効果的に実施する。

また、学校関係者の感染状況に応じて、感染者の自宅待機、必要に応じた校舎の消毒、更には学校使用の停止等を行うものとする。

<臨時休業期間中に感染者が発生した場合の学校の対応>

1 本県が感染確認地域に区分される場合

*学校関係者とは日常的に学校を使用する児童生徒及び教職員とする。

(1) 学校関係者(*)に感染が確認されていない場合

何よりも児童生徒の安全確保のため、児童生徒の検温の有無の確認など健康観察を行うほか、咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染防止対策を徹底する。

学校がクラスターとならないよう、㊶こまめな換気、㊶十分に児童生徒間の間隔をとる、㊶近距離での会話を避けるなど感染リスクが高まる3つの条件を十分考慮し、活動内容に対応した感染クラスター発生防止対策を講じた上で、学習指導を行うものとする。

(2) 学校関係者に感染が確認された等の場合

① 学校関係者がPCR検査受検の対象者と判断された場合

当該本人は、自宅待機するとともに(1)と同様の対応とする。

② 学校関係者が感染者の濃厚接触者にあたりと特定された場合

・ 当該本人は、感染者と最後に濃厚接触した日から2週間の健康観察期間中、自宅待機するとともに、当該学校を一時的に閉鎖し、当該本人の学校における行動状況を踏まえて、保健所と相談のうえ、校内消毒等の対策を講じるものとする。

・ 閉鎖解除後は、(1)と同様の感染防止対策等を再開するとともに、児童生徒の健康観察の徹底や連絡体制の確認などを行う。

③ 学校関係者の感染が判明した場合

・ 当該学校を閉鎖し、当該本人の学校における行動状況を踏まえて、保健所と相談のうえ、校内消毒等の対策を講じるものとする。

・ 「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」(以下「臨時休業ガイドライン」という。)に準じ、健康福祉部をはじめとした関係部局や関係機関と連携し、発生状況に応じて、継続的な学校閉鎖または臨時休業の延長も含む臨機応変な対策を別途講じるものとする。

2 本県が感染拡大警戒地域に区分される場合

臨時休業ガイドラインに準じ、健康福祉部をはじめとした関係部局や関係機関と連携の上、臨時休業の延長を含めた対策を別途講じるものとする。

自治体首長から地域全体の活動自粛を強化する一環として要請があった場合、感染者が発生していない学校を含めた地域一斉の臨時休業を検討する。

II 対応

1 高等学校

(1) 臨時休業の期間

- ・ 入学式の翌日から5月10日（日）まで

(2) 学習指導

① 臨時休業中の対応

- ・ 登校日を設け、分散登校を基本とする。
 - ア 登校は、生徒1人当たり週1回程度とし、2時間以内とする。
 - イ 全校での一斉登校を避ける、登校日や登校時間、教室を分けるなどして、大勢の生徒が長時間を集団で過ごすことがないように配慮する。この場合、各地区で検討した時差通学なども効果的に活用することとする。
 - ウ 登校日の限られた時間を有効に活用するため、教職員による全校的な協力体制を構築して対応する。
- ・ 生徒の安全確保のため、基本的な感染症予防対策及び感染リスクが高まる3つの条件を避けるための対策、感染クラスター発生防止対策を以下のとおり徹底する。

<対策内容>

- ア 咳エチケットや手洗い、目・鼻・口などを手で触れるのを避けるなどの基本的な感染症予防対策を徹底する。
- イ 発熱（37.5℃以上）や風邪症状のある生徒は活動させない（登校前の症状の有無の確認や体温測定等の徹底について保護者の協力を得る）。
- ウ 生徒について、感染拡大地域から帰県した日の翌日から起算して2週間を経過するまで、または、2週間以内に感染拡大地域からの来県者と濃厚接触している場合は登校しないこととする（該当する場合、学校に申告してもらう）。
- エ こまめな換気を行う（1時間に1～2回程度）。
- オ 消毒液の設置及び積極的な活用、児童生徒が手を触れる箇所（ドアノブやトイレの蛇口など）の消毒など定期的に（1日1回以上）担当者を決めて実施する。
- カ 可能な範囲で座席間を離すこととし、普通教室のほか、特別教室も活用すること。一度に登校する生徒数は、1m以上離す・交互に着席するなどの対応ができる範囲の人数とすること。
- キ 登校の際は、咳エチケットの要領でマスクを装着すること。
- ・ 臨時休業中、登校日に課題の提出を求めるなど、学習習慣と生活のリズムが保たれるよう工夫する。

<取組み例>

- ア 学校で、家庭学習のモデル時間割を示し、生徒に自分の時間割を作成させる。
- イ 生徒に生活の記録を作成させ、学習における振り返りを行い、保護者の点検を受けて学校に提出させる。
- ウ 規則正しい生活習慣の維持や体力低下を防ぐための自宅でできる運動を指示する（県教育委員会作成のチラシも活用）。
- エ 学校で専用メールアドレスを設定し、生徒が質問を寄せられるようにする。
- オ パソコン等を使用した在宅学習が可能なシステムの活用等、ICTを活用した学習機会の提供を行う。
- カ 教員から生徒への定期的な電話連絡等により、学習の相談や心のケアを行う。

② 5月11日以降に向けた準備

- ・ 休業期間中に、学校再開後の補充のための授業や教育課程に位置付けない補習の実施方法等について計画を立てること。
- ・ 年間指導計画の見直し（時間割編成の見直し、学校行事の精選、長期休業期間の短縮等）についても検討すること。
- ・ 生徒の心のケアに係る体制整備に向け、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察体制の構築、健康相談の実施やスクールカウンセラー等による支援を検討する。

(3) 部活動

- ・ 活動は行わない。

(4) 入学式

- ・ 4月5日に指示した緊急点検を終了した学校から入学式（始業式）を行う。実施に際しては、式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮する、可能な限り座席の間隔を離す、近距離の発声や合唱を避けるなどの工夫、マスク着用をした上での実施とする。また、参加者については、現時点では、次のように限定する。
 - ア 参加者は新入生及び教職員とする。
 - イ 保護者は各家庭1名とするなど必要最小限の参加とする。
 - ウ 在校生は必要最小限の参加とする。
 - エ 来賓の参加は御遠慮願う。

(5) 教職員の対応

- ・ 教職員についても出勤前に自宅で検温を行うなど体調管理に留意すること。
- ・ 教職員の出張については、真に必要なものに限定すること。併せて、公私共に不要不急の県外との往来は控えること。
- ・ 感染拡大地域から帰県した日の翌日から起算して2週間を経過するまで、または、2週間以内に感染拡大地域からの来県者と濃厚接触している場合は職務命令による在宅勤務とする。

(6) その他留意事項

- ・ 生徒・保護者の不安を軽減するため、学校の取組みを周知する。
- ・ 感染者等に対する偏見や差別によるいじめ防止のため、感染症に係る適切な知識を基に発達段階に応じた指導を行う。
- ・ 臨時休業中の不要不急の外出の自粛等、生徒の行動変容を強く促す指導を行うとともに、関係部局等と連携し、市街地における巡回指導やチラシ配布などの周知啓発を図る。
- ・ 休業中に学校に出入りする業者等に対しても、咳エチケット、アルコール消毒、マスク着用等の感染防止対策の徹底を要請する。

(7) その他

- ・ 臨時休業中の生徒の行動変容を促す中で、生徒の行動が家の中に限定されがちになることから、登校日における学級などでの話し合いを通して、行動可能な範囲で生徒自らが考える、社会貢献活動等（近所の清掃や家の手伝いなど）を促進する。

2 特別支援学校

(1) 臨時休業の期間

- ・ 高等学校と同様の対応とする。

(2) 学習指導

- ・ 登校日を設ける場合には、高等学校と同様の対応とする。
- ・ 医療的ケア児については、健康状態等、よりきめ細かに把握するとともに、衛生管理を徹底した上で、個々の実情に応じて対応すること。

(3) 部活動

- ・ 高等学校と同様の対応とする。

(4) 入学式

- ・ 高等学校と同様の対応とする。

(5) 教職員の対応

- ・ 高等学校と同様の対応とする。

(6) その他

- ・ 高等学校と同様の対応するとともに、以下の点に留意する。
- ・ 引き続き、児童生徒の居場所の確保に配慮する。
- ・ 放課後等デイサービスによる送迎サービスの利用の場合には、感染予防対策について十分に連携すること。

3 小・中学校（市町村教育委員会への要請）

(1) 臨時休業の期間

- ・ 高等学校と同様の対応とする。

(2) 学習指導

- ・ 高等学校と同様の対応とする。

(3) 部活動

- ・ 高等学校と同様の対応とする。
- ・ スポーツ少年団活動については、県立学校と同様の対応とするよう県スポーツ協会を通して依頼する。

(4) 入学式

- ・ 高等学校と同様の対応とする。

(5) 教職員の対応

- ・ 高等学校と同様の対応とする。

(6) その他

- ・ 児童生徒の居場所の確保に配慮し、放課後児童クラブ等の密集性回避の観点から、引き続き、学校施設の利活用に協力する。

【問い合わせ先】

〈高等学校に関すること〉

高校教育課 TEL 023-630-3067、3106

〈特別支援学校に関すること〉

特別支援教育課 TEL 023-630-2867

〈部活動、スポーツ少年団活動に関すること〉

スポーツ保健課 TEL 023-630-2562

〈小中学校に関すること〉

義務教育課 TEL 023-630-2871

〈教職員に関すること〉

教職員課 TEL 023-630-2563